

蕨市介護保険条例の一部を改正する条例

蕨市介護保険条例（平成 12 年蕨市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 10 条第 3 項中「及び次条」を削る。

附則第 11 条第 1 項第 2 号ウ中「別表第 5 の給与等」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法別表第 5（以下「別表第 5」という。）の給与等」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

（令和 8 年度の保険料の減免に関する特例）

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する第 1 号被保険者については、第 10 条第 1 項第 5 号の規定により令和 8 年度分の保険料を減免することができる。

(1) 次のいずれにも該当すること。

ア 令和 7 年度において、第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のいずれかに該当すること。

イ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、前条第 1 項の規定により令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなされる者がいること。

(2) 次のいずれにも該当すること。

ア 令和 7 年度において、第 4 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に掲げる者のいずれかに該当すること。

イ 前条第 2 項の規定により令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなされる者であること。

2 前項の規定による保険料の減免の額は、前条の規定により令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなして算定した保険料の額と市町村民税が課されていない者として算定した保険料の額との差額に相当する額とする。

3 市長は、第 1 項の規定による保険料の減免については、第 10 条第 2 項の規定にかかわらず職権により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月1日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄